

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

天塩町の人口は、昭和 40 年の 9,493 人をピークに年々減少を続け、平成 27 年国勢調査の人口は 3,243 人となり、令和 2 年 3 月には 2,960 人と過疎化が進んでいる。

年齢 3 区分別人口の推移においても、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は、昭和 40 年のピーク時の 6,234 人から平成 27 年国勢調査では 1,830 人となり 70.6% 減少した。年少人口（0 歳～14 歳）は、昭和 40 年の 2,738 人から平成 27 年国勢調査では 364 人と 86.7% 減少し、老人人口（65 歳以上）は、昭和 40 年の 521 人から平成 27 年国勢調査の 1,049 人で 2 倍以上増加し、少子高齢化が進んでいる。

天塩町の将来人口をみると、令和 12 年には平成 27 年の 78% 程度になると推計されている。

天塩町の産業は、良質な牛乳を生産する酪農業やサケ・ホタテ・カレイ・じじみなどを中心とした水産業が基幹産業であり、産業の構成割合についての就業者数別では第 1 次産業が 24.4%、第 2 次産業が 16.5%、第 3 次産業が 59.1% となっている。

天塩町内の企業の現況については、中小企業者や小規模事業者の割合が非常に高く、人口減を起因とした従事者の人手不足や消費量の減少、町外への購買力の流出といった課題があり、また、高齢事業者の後継者不足や設備の老朽化という実態がある。

#### (2) 目標

天塩町の中小企業の事業環境の設備の更新を進めるとともに、従業者数の減少や高齢化に対応すべく、労働生産性を維持し付加価値を高め、次の世代の担い手を育てるために、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済のさらなる発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に 2 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるもをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等すべてとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

天塩町内の中小企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、対象地域は町内すべての地域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、対象業種はすべての業種とし、対象事業は労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業のうち、全量売電のための太陽光発電事業を除くすべてとする。また、太陽光発電事業に関しては、町内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費することを目的に設置するもののみを対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年、4年、5年間のいずれかとする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

#### (1) 人員削減を目的とした取組を先端等設備導入計画の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 町税の滞納や必要な申告義務を怠っている中小企業者については、先端設備導入計画の認定の対象としない。また、国及び都道府県、他の市町村において税金等の滞納がある事業者であることが確認できた場合は、計画の認定を行わない。

(4) 先端設備導入計画が認定された中小企業者は、町が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。